

2 申告所得税

v \ ' 0 B %

1 利用上の注意

- (1) この章は、平成14年1月1日から12月31日までの間の所得について、平成15年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（申告納税者という。）の課税の事績を、全数調査又は標本調査の方法で調査・集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。
- (2) 各所得者の区分は次のとおりである。

申告納税者	事業所得者	営業等所得者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	事業所得だけを有する者及び事業所得の金額が他の所得金額より大きい者	農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	その他所得者		事業所得者以外の者をいう。

2 申告所得税の税率等（課税所得金額又は課税退職所得金額に対して）（平成14年分）

課税所得金額	税率	控除額
330 万円未満の場合	10 %	0 円
900 "	20	330, 000
1, 800 "	30	1, 230, 000
1, 800 万円以上の場合	37	2, 490, 000

3 申告所得税の主な諸控除（平成14年分）

(1) 所得控除

イ 基礎控除	380, 000円
ロ 配偶者控除	380, 000円
ただし、	
老人控除対象配偶者（昭和8年1月1日以前に生まれた者）	480, 000円
同居特別障害者である控除対象配偶者	730, 000円
同居特別障害者である老人控除対象配偶者	830, 000円

八 配偶者特別控除

(イ) 控除対象配偶者に当たる場合

A 合計所得金額が5万円未満である者 38万円

B 合計所得金額が5万円以上38万円未満である者

$380,000円 - \{ \text{合計所得金額} \} = \text{配偶者特別控除額}$

5万円の整数倍でないときは、合計所得金額に満たない5万円の整数倍である金額のうち最も多い金額

C 合計所得金額が38万円である者 0円

(ロ) 控除対象配偶者に当たらない場合

A 合計所得金額が40万円未満である者 38万円

B 合計所得金額が40万円以上75万円未満である者

$380,000円 - \{ \text{合計所得金額} - 380,000円 \} = \text{配偶者特別控除額}$

5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、5万円の整数倍の金額のうち、 $\{ \text{合計所得金額} - 380,000円 \}$ に満たない金額で最も多い金額

C 合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 3万円

D 合計所得金額が76万円以上である者 0円

二 扶養控除 380,000円

ただし、

特定扶養親族（昭和55年1月2日から昭和62年1月1日までに生まれた者） 630,000円

老人扶養親族のうち同居老親等 580,000円

老人扶養親族のうち同居老親等以外 480,000円

なお、扶養親族が同居特別障害者に該当する場合は350,000円を加算した額

ホ 雑損控除 「損害金額 - 保険金などで補てんされる金額」の金額 (A) を基として計算した、次の と のいずれか多い方の金額

①の金額 - (所得金額の合計額 × 10%)

①の金額のうち災害関連支出の金額 - 5万円

ヘ 医療費控除 支払った医療費から100,000円と合計所得金額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額 (最高 200万円)

ト 社会保険料控除 支払った社会保険料の全額

チ 生命保険料控除

(イ) 一般の生命保険料

支払保険料の金額に応じて次の区分の金額

A 25,000円以下の場合

全 額

B 25,000円を超えた50,000円以下の場合

$\text{支払保険料} \times 1 / 2 + 12,500円$

C 50,000円を超える場合

$\text{支払保険料} \times 1 / 4 + 25,000円$ (最高5万円)

- (ロ) 個人年金保険料
 (イ)の計算に同じ
 (ハ) (イ)と(ロ)がある場合
 (イ)と(ロ)の合計
- リ 損害保険料控除 支払った損害保険料を次により区分して計算した金額
 (イ) 長期契約のみの場合 (最高 15,000円)
 10,000円以下は全額、10,000円超はその超える額の1/2と10,000円の合計
 (ロ) 短期契約のみの場合 (最高 3,000円)
 2,000円以下は全額、2,000円超はその超える額の1/2と2,000円の合計
 (ハ) (イ)と(ロ)がある場合
 (イ)と(ロ)の合計で最高 15,000円
- ヌ 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済掛金 (旧第2種共済掛金を除く。)と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額
- ル 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 270,000円
 ただし、特別障害者の場合は (障害者控除) 400,000円
 特定寡婦の場合は (寡婦控除) 350,000円
- オ 老年者控除 (昭和13年1月1日以前に生まれた者) 500,000円
- ワ 寄付金控除 寄付金の額 (所得金額の25%を限度) のうち、10,000円を超える部分の金額
- (2) 税 額 控 除
- イ 配 当 控 除 配当所得の10% (課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当については、5%)。ただし、証券投資信託の収益の分配金及び35%の税率による源泉分離課税を選択した配当所得は配当控除の対象とならない。
- ロ 外国税額控除 その年分の所得税の額 $\times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}$
- ハ 住宅取得等特別控除 次のとおり
 平成13年7月1日から平成15年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (住宅借入金等特別控除)
 (居住の用に供した年 (1年目) から10年目までの各年)
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- 平成11年1月1日から13年6月30日までの間に居住の用に供した場合 (住宅借入金等特別控除)
- A 居住の用に供した年 (1年目) から6年目までの各年
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- B 7年目から11年目までの各年
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 0.75\% \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- C 12年目から15年目までの各年
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

i 平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合に、選択により、 に代えて行うことができる「経過措置の計算方法」（住宅借入金等特別控除）又は、 ii 平成9年1月1日から平成10年12月31日までの間に居住の用に供した場合（住宅取得等特別控除）

A 居住の用に供した年（1年目）から3年目までの各年

住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 2\% \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% + 10\text{万円} \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 20\text{万円} \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

B 4年目から6年目までの各年

住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 10\text{万円} \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合に、選択により、 又は の ii に代えて居住の用に供した年以後6年間の各年について行うことができる計算方法（住宅借入金等特別控除・住宅取得等特別控除）

住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 2\% \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% + 10\text{万円} \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 20\text{万円} \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

二 政党等寄付金特別控除額

次の と のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

$$\left[\left(\begin{array}{l} \text{政党等に対する} \\ \text{寄付金の支出額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} 1\text{万円} - \text{「特定寄付金の支出額」} \\ \text{(赤字のときは0)} \end{array} \right) \right] \times 30\%$$

所得税の額の25%相当額

2-1 課税状況

(1) 申告及び処理の状況

区 分 \ 項 目		合 計			所		
					営 業 等 所 得 者		
		人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等
平成 10 年 分		人 36,388	千円 238,024,561	千円 19,997,316	人 6,898	千円 28,701,128	千円 2,212,782
" 11 "		48,238	255,648,351	18,398,619	13,060	38,532,089	2,354,373
" 12 "		48,225	264,133,516	19,620,611	12,307	38,359,385	2,508,522
" 13 "		47,868	300,462,509	26,815,051	11,167	35,513,447	2,276,768
" 14 "		48,578	263,201,583	19,242,727	10,982	34,326,679	2,274,182
平成 14 年 分	確 定 申 告	48,552	263,016,165	19,230,802	10,979	34,309,511	2,272,658
	修 正 申 告	26	185,419	12,101	3	17,169	1,525
	決 定 ・ 増 額 更 正	-	-	-	-	-	-
	減 額 更 正	-	-	174	-	-	-
	更 正 請 求	-	-	-	-	-	-
	異 議 申 立 決 定 等	-	-	-	-	-	-
	計	48,578	263,201,584	19,242,729	10,982	34,326,679	2,274,183
	法第103条による税額	300	-	122,415			
	合 計	48,878	-	19,365,144			
	加 算 税	-	-	-			
	過 少 申 告	-	-	-			
	無 申 告	-	-	-			
	重	-	-	-			
納 税 額 総 計		-	-	19,365,144			

(翌年3月31日現在)

得 者 別 内 訳					
農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
人 員	総 金 所 得 等	申 告 納 等	人 員	総 金 所 得 等	申 告 納 等
人	千円	千円	人	千円	千円
328	996,691	32,458	29,162	208,326,742	17,752,076
708	2,033,248	75,228	34,470	215,083,014	15,969,018
572	1,471,712	47,933	35,346	224,302,419	17,064,156
475	1,206,274	53,991	36,226	263,742,788	24,484,292
599	1,490,274	48,943	36,997	227,384,630	16,919,602
598	1,485,441	48,890	36,975	227,221,214	16,909,254
1	4,833	53	22	163,417	10,523
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
599	1,490,274	48,943	36,997	227,384,631	16,919,603

調査対象等：この表は各年分の申告所得税について、翌年3月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を示したものである。

用語の説明：1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。

2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。

3 更正請求とは、納税義務者の申告をした課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。

4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が、年税額となった所得税額をいう。

5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。

(1) 過少申告加算税.....期限内の申告が過少であった場合に課されるもの

(2) 無申告加算税.....申告が期限後になった場合に課されるもの

(3) 重加算税.....所得の計算において事実を隠ぺい又は偽装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

(2) 既往年分の課税状況

	1 3 年 分			1 2 年 以 前 分			計	
	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等
申 告 又 は 処 理 に よ る 増 減 差 額	内 2,228 4,129	千円 10,926,858	千円 1,207,702	内 716 1,454	千円 6,834,751	千円 1,045,842	内 2,944 5,583	千円 17,761,609
加 算 税 の 増 減 差 額	内 585 586	-	18,713	内 381 386	-	26,778	内 966 972	-
	内 897 912	-	50,931	内 363 373	-	50,774	内 1,260 1,285	-
	内 30 30	-	38,216	内 139 142	-	113,885	内 169 172	-
	内 1,512 1,528	-	107,860	内 883 901	-	191,436	内 2,395 2,429	-
小 計	-	-	1,315,561	-	-	1,237,277	-	-
計								

調査対象等：平成12年分以前の申告所得税の納税者について、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を示した。
(注) 内書は本税又は加算税の全額が増加したものを掲げている。

(3) 免除状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽減又は免除税額
租税特別措置法第25条《肉用牛の売却による農業所得の免税》の規定によるもの	人 4	千円 7,744	千円 285
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条《所得税の軽減免除》の規定によるもの	-	-	-
計	実 4	7,744	285

調査対象等：平成14年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除（軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。）された者の事績を平成14年3月31日現在で示した。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 14年分確定申告状況調 (署別)

項 目 署 名	営 業 等			農 業			そ の 他			計		
	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額
那 覇	件 3,439	千円 10,628,615	千円 628,934	件 192	千円 448,269	千円 14,726	件 10,430	千円 64,877,710	千円 4,720,724	件 14,061	千円 75,954,594	千円 5,364,384
平 良	470	1,078,589	44,994	72	215,715	7,190	729	4,560,564	236,138	1,271	5,854,868	288,322
石 垣	558	1,603,022	94,392	48	89,274	1,875	965	5,459,813	455,739	1,571	7,152,109	552,006
北 那 覇	2,082	7,349,012	507,517	80	224,194	6,757	7,615	49,945,083	3,361,555	9,777	57,518,289	3,875,829
名 護	948	2,878,000	244,267	132	342,329	11,479	2,441	12,508,801	775,956	3,521	15,729,130	1,031,702
沖 縄	3,485	10,789,442	754,079	75	170,494	6,917	14,817	90,032,660	7,369,489	18,377	100,992,596	8,130,485
計	10,982	34,326,681	2,274,184	599	1,490,275	48,943	36,997	227,384,629	16,919,602	48,578	263,201,585	19,242,729

2 - 2 所得階級別人員

(1) 税務署別、所得階級別人員 (14年分)

区分	署 名	70万円 以下	100万円 以下	150万円 以下	200万円 以下	300万円 以下	400万円 以下	500万円 以下
合 計	全 管	人 2,503	人 2,292	人 4,666	人 6,297	人 6,508	人 5,835	人 4,268
	那 覇	766	744	1,362	1,381	2,296	1,618	1,231
	平 良	98	87	134	154	224	145	88
	石 垣	100	123	216	209	277	179	109
	北 那 覇	395	378	967	925	1,606	1,188	806
	名 護	294	222	437	411	666	397	279
	沖 縄	850	738	1,550	3,217	1,439	2,308	1,755
営 業	全 管	1,693	1,106	1,499	1,792	1,777	1,151	602
	那 覇	511	368	462	461	646	362	194
	平 良	87	65	65	64	96	43	18
	石 垣	63	66	93	78	112	63	22
	北 那 覇	245	189	280	281	435	231	131
	名 護	201	97	124	115	184	83	41
	沖 縄	586	321	475	793	304	369	196
農 業	全 管	55	62	88	86	124	90	40
	那 覇	24	21	24	34	35	30	10
	平 良	4	1	11	9	7	20	8
	石 垣	7	6	12	2	14	4	3
	北 那 覇	1	4	13	12	24	14	3
	名 護	8	16	21	14	33	15	11
	沖 縄	11	14	7	15	11	7	5
そ の 他	全 管	755	1,124	3,079	4,419	4,607	4,594	3,626
	那 覇	231	355	876	886	1,615	1,226	1,027
	平 良	7	21	58	81	121	82	62
	石 垣	30	51	111	129	151	112	84
	北 那 覇	149	185	674	632	1,147	943	672
	名 護	85	109	292	282	449	299	227
	沖 縄	253	403	1,068	2,409	1,124	1,932	1,554

700万円 以下	1,000万円 以下	2,000万円 以下	3,000万円 以下	5,000万円 以下	5,000万円 超	計	署 名	区 分
人 5,777	人 4,795	人 4,051	人 886	人 472	人 228	人 48,578	全 管	合
1,588	1,364	1,214	281	158	58	14,061	那 覇	計
132	95	81	19	12	2	1,271	平 良	
138	107	87	11	11	4	1,571	石 垣	
1,177	1,016	946	203	108	62	9,777	北 那 覇	
303	258	159	40	30	25	3,521	名 護	
2,439	1,955	1,564	332	153	77	18,377	沖 縄	
544	345	307	95	46	25	10,982	全 管	営
159	113	109	36	14	4	3,439	那 覇	業
15	8	7	1	1	0	470	平 良	
31	6	19	2	2	1	558	石 垣	
109	75	57	32	10	7	2,082	北 那 覇	
38	26	22	8	4	5	948	名 護	
192	117	93	16	15	8	3,485	沖 縄	
40	10	4	0	0	0	599	全 管	農
9	4	1	0	0	0	192	那 覇	業
10	2	0	0	0	0	72	平 良	
0	0	0	0	0	0	48	石 垣	
6	2	1	0	0	0	80	北 那 覇	
12	1	1	0	0	0	132	名 護	
3	1	1	0	0	0	75	沖 縄	
5,193	4,440	3,740	791	426	203	36,997	全 管	そ
1,420	1,247	1,104	245	144	54	10,430	那 覇	の
107	85	74	18	11	2	729	平 良	
107	101	68	9	9	3	965	石 垣	
1,062	939	888	171	98	55	7,615	北 那 覇	
253	231	136	32	26	20	2,441	名 護	
2,244	1,837	1,470	316	138	69	14,817	沖 縄	他

申告所得税

(2) 所得者別人員 (14年分)

区 分	合 計 所 得			
	営 業 所 得 者	農 業 所 得 者	その他所得者	計
	人	人	人	人
70万円以下	1,693	55	755	2,503
100万円以下	1,106	62	1,124	2,292
150万円以下	1,499	88	3,079	4,666
200万円以下	1,792	86	4,419	6,297
300万円以下	1,777	124	4,607	6,508
400万円以下	1,151	90	4,594	5,835
500万円以下	602	40	3,626	4,268
700万円以下	544	40	5,193	5,777
1,000万円以下	345	10	4,440	4,795
2,000万円以下	307	4	3,740	4,051
3,000万円以下	95	0	791	886
5,000万円以下	46	0	426	472
5,000万円 超	25	0	203	228
計	10,982	599	36,997	48,578

調査対象等：平成14年分の申告所得税の納税者について、平成15年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

(3) 所得階級別人員の累年比較

年別 所得階級	平成10年分		平成11年分		平成12年分		平成13年分		平成14年分	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
70万円以下	230	1	2,634	5	2,342	5	2,435	5	2,503	5
100万円以下	958	3	2,395	5	2,330	5	2,232	5	2,292	5
200万円以下	5,603	15	9,369	20	9,110	19	9,182	19	10,963	22
500万円以下	13,985	38	18,082	37	18,335	38	18,035	37	16,611	34
1,000万円以下	10,286	28	10,389	22	10,586	22	10,457	22	10,572	22
1,000万円 超	5,326	15	5,368	11	5,522	11	5,527	12	5,637	12
計	36,388	100	48,237	100	48,225	100	47,868	100	48,578	100

(注) この表は「(2)所得者別人員」について、累年比較したものである。

2 - 3 所得種類別状況

所得種類別人員、所得金額 (14年分)

区 分	総 計				
	人 員			所 得 金 額	
	主たるもの	従 た る も の			
	人	外 人	人	外 百万円	百万円
事業所得 ┌ 営業所得 └ 農業所得 計	11, 024	818	1, 828	1, 217	34, 334
	600	235	777	267	1, 743
	11, 624	1, 053	2, 605	1, 484	36, 077
利 子 所 得	16	-	43	-	76
配 当 所 得	28	-	1, 108	-	1, 577
不 動 産 所 得	15, 937	298	11, 235	253	87, 559
給 与 所 得	15, 099	-	4, 863	-	93, 322
総 合 譲 渡 所 得	33	18	50	55	163
一 時 所 得	353	-	1, 091	-	2, 108
雑 所 得	3, 385	-	6, 648	-	12, 468
損益通算による差額	-	-	-	809	407
合 計	46, 475	1, 369	27, 643	2, 601	233, 757
山 林 所 得	-	-	2	-	2
退 職 所 得	43	-	135	-	742
分 離 短 期 譲 渡 所 得	61	13	102	-	501
分 離 長 期 譲 渡 所 得	1, 975	17	379	-	29, 785
株 式 等 の 譲 渡 所 得	24	-	52	-	1, 015
総 計	48, 578	1, 399	28, 313	2, 601	265, 802

調査対象等：平成14年分の申告所得税の納税者について、平成15年3月31日現在の合計所得を所得の種類別に区分して、人員、所得金額の状況を示したものである。

(注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。

なお、所得金額は、主たるもの及び従たるものを区分することなく、各種類ごとの所得金額の合計額を掲げた。

2 外書は、損失額のある者の人員及びその損失額を掲げた。

3 所得金額は、特後所得（特典控除後のことで、青色事業専従者給与等の青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の金額をいう。）で示されている。

2 - 4 青色申告の状況

(1) 営業等所得者の青色申告の状況

区 分 署 別	申告所得税 納 税 者 数	青 色 申 告 者 数			普 及 割 合 (/)
			申告納税額のある者	左記以外	
那 覇	人 3,439	人 6,737	人 1,533	人 5,204	人 44.58
平 良	470	772	213	559	45.32
石 垣	558	985	272	713	48.75
北 那 覇	2,082	5,142	1,144	3,998	54.95
名 護	948	1,066	287	779	30.27
沖 縄	3,485	6,024	1,408	4,616	40.40
計	10,982	20,726	4,857	15,869	44.23

調査対象等：平成14年分の申告所得税の納税者及び青色申告者について、平成15年3月31日現在の青色申告状況を示したものである。

用語の説明：1 申告納税額のある者とは、確定申告書を提出する義務のある者のうち、申告納税額のある者をいう。

2 左記以外は、課税標準額に各種の控除規定（扶養控除、障害者控除、老年者控除等）が適用された結果、課税標準額又は納付すべき税額がなくなり、全く納税義務がなくなった者のことをいう。

(2) 営業等所得者の青色申告者数の推移

区 分	申告所得税 納 税 者 数	青 色 申 告 者 数			普 及 割 合 (/)
			申告納税額のある者	左記以外	
平 成 10 年 分	人 6,898	人 19,747	人 3,148	人 16,599	人 45.6
〃 11 〃	13,060	19,983	5,194	14,789	39.8
〃 12 〃	12,307	20,150	5,164	14,986	42.0
〃 13 〃	11,167	20,358	4,875	15,483	43.7
〃 14 〃	10,982	20,726	4,857	15,869	44.2

(3) 青色申告者の異動状況

所得 の種類	区分 ㊦ 14年3月15 日現在青色 申告者（申 請者を含む）	14 年 分			15 年 分		
		㊦ の うち		㊧ 15年3月15 日現在の青 色 申 告 者	㊨ ㊧のうち前 年分からの 青色申告者	㊩ 新規申請者	カ 合 計 (㊨ + ㊩)
		取消	取りやめ 取り下げ				
営 業	人 20,897	人 3	人 582	人 20,726	人 20,376	人 996	人 21,372
農 業	1,449	-	41	1,410	1,396	90	1,486
小 計	22,346	3	623	22,136	21,772	1,086	22,858
不 動 産	8,355	1	110	8,345	8,314	545	8,859
山 林	2	-	-	2	1	-	-
合 計	30,701	4	733	30,481	30,086	1,631	31,717